

## 特別寄稿・座談会を終えて

### 市民が主体となる刑事裁判への展望

宮本 康昭

#### はじめに

裁判員裁判制度が2009年5月に発足してから5年が経過した。日本司法支援センターはこの時期に最高裁、法務省、日弁連、法テラス常勤弁護士の四者により、裁判員裁判における弁護活動をテーマとする座談会を開催した（本誌4ページ以下）。この四者による論議はたいへん建設的で、かつ裁判員裁判制度のこれからについても展望を与えるものであったと思われる。本稿は、座談会の成果をもとに、そこでは触れられなかったことをふくめて裁判員裁判が当面している課題とこの制度の展望について素描しようとするものである。

#### 1. 公判中心主義の実現

裁判員裁判の審理は書証中心から人証中心へ、つまり直接主義・口頭主義（公判中心主義）への転換を一つの眼目としていた。たしかに従来の公判廷が書証朗読の場、さらに多くの場合朗読さえされない書証受け渡しの場であったのに比べると、審理がおおむねその場にいてわかるヴィヴィッドなものに変わって来ていることはたしかである。

しかし、これが徹底されないままに書面中心主義への一連の回帰現象さえ見られることは座談会での指摘に加えて統計の上からも見て取れる。自白事件の証人尋問時間は平成23年9月まで1件当たり6～25分、平成24年以降31～49分、これに対して書証朗読に要した時間は全期間を通じて1時間以上である（最高裁事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」以下「検証」p.18）。

近時になって取調べ証人数が若干持ち直しているという座談会での指摘もあり、裁判所が自白事件についても主要証人の取調べ請求を懲諭するとい

う現象も見られるが、1件当たり平成24年に1.8人が25年1.9人、26年2.0人と微増であるうえ、検察官の請求によるものは1.8人、1.8人、1.8人と変わらず、弁護人請求が1.2人から1.4人に増えていることに依っていると見られるのも甚だ心許ないものがある（「裁判員裁判の実施状況について 平成26年1月末速報」以下「速報」p.8）。

## 2. 捜査構造の見直し

従来型の書面中心の審理が捨て切れず、それに回帰しようとするのは、①裁判官の審理期間（時間）短縮の期待 ②弁護人をふくむ法廷関係者の省力化の思惑の一致、があるが、一番大きいのは、③検察官の書証への依存傾向が是正されないことであろう（「検証」p.17）。

検察官の捜査と公判への姿勢が、従来、事件の証拠の書証化と、その書証の山の中から何をもって検察官立証を組み立てるかということにあったのであるから、それは当然の帰結であったといえよう。それはひいては警察の捜査態度にもかかわるもので、警察が捜査過程であらゆるものを書面化し、その書面を積み上げて一件書類として検察官に送致するという捜査パターンを取って来たから、一件書類を受け取る検察官もそれに頼りたがるのは自然の成行きである。

この、警察・検察を通じた書面信仰の捜査構造が公判中心主義の審理への大きな障害であり、その見直しが課題である。このことは逆に、公判中心主義の貫徹の努力がこの捜査構造にも反省を迫り、次第にこれを弱めていくことも期待できないではない。被告人質問の結果により被告人調書の取調べをしない例が多くなっていることや、従来に比べ取調べ書証の量が圧倒的に減っていること自体、捜査のありかたの将来を示唆するものといえないだろうか。

## 3. 公判審理の長期化

裁判員裁判の審理期間は裁判官裁判の時期に比べて長くなっている。

平均審理期間は裁判官裁判の時期（平成15年～17年）に、自白事件で5.3ヶ月であったものが7.1ヶ月、否認事件で8.3ヶ月であったものが10.7ヶ月と、いずれも伸びている（「検証」p.57）。開廷日数は裁判官裁判の時期に5.9回であったものが4.5回とむしろ減っており（「検証」p.66）、しかも従来と異なって連続的開廷で開廷の間隔がないのが原則であるから、審理期間の長期化の原因は公判前整理の期間によることが明らかである。

すなわち、公判前整理期間は裁判官裁判の時期に自白事件で2.4ヶ月であったものが5.0ヶ月、否認事件で3.7ヶ月であったものが8.6ヶ月と、2倍以上かかっているのである（「検証」p.57）。

そして、その公判前整理の期間自体、年々増えている。平成21年発足当初2.8ヶ月であったものが平成22年5.4ヶ月、以下6.4ヶ月、7.0ヶ月、6.9ヶ月、平成26年に至って6.4ヶ月とやや減ったものの発足当初の2倍を遙かに越える長期間を維持している（「速報」p.6）。

この長期化によってもっとも影響を受けるのが被告人であることは間違いないであろう。

裁判の結果が出るまでの間の被告人の緊張と精神的負担もさることながら、多くの被告人は身体を拘束されているから拘束が長引くことによる苦痛は大きい。未決通算を多くすれば、それで補填できるというものではない。

マスメディアは公判審理で裁判員が何日間拘束されているかについては報ずることがあるが、被告人の長期間拘束についてはほとんど関心を示さない。しかし、この問題が裁判員裁判の現状における最大の問題の一つである。

#### 4. 公判前整理長期化の原因とその解消策

公判前整理が長期を要し、しかも期間短縮が図られるどころかますます長期化するのについては、それぞれ関連しあっているが、いくつかの原因があると思われる。

第1に、公判前整理手続の構造に由来するもので、事実上・法律上の主

張、証拠、証拠意見の事前開示が要求され、殊に証拠については手続終了による失権効（刑訴 §316の32）を意識するために決断するのに時日を遷延することがあり得る。いわゆる念には念を入れ、という対応である。

第2に、公判審理に向けて訴訟関係者がすべてを完璧に整理してしまうことである。公判審理でのアクシデントを避けようとして手続終了を遅らせていくことにつながる。

第3に、その反面で、公判前整理は、たしかに緊張感を欠いている。すべての整理が終わってからが公判廷で、それまでは助走だという気持で、いつの間にか、被告人不在の法曹三者との、専門家仲間での交渉ごとの意識を生んで来てはいないか。被告人の顔も知らない裁判官が「事件」を扱っているということにならないか。そして、もう少し考えたいから次回を、念のためにもう一回と期日を重ねていくことになる。

長期化の解消策はそれらを逆に見る、ということになるが、一言で言えば、公判前整理で何から何まで固めるということをしない方がいい、と私は考える。

双方のすべての主張とすべての証拠とそれらへの意見と対応を当事者間であれこれ論議を尽くした上でガッチリと固め公判廷にはそれを上程するのみで、そこでは公判前整理で予定した以外のことは何も起こらないとしたら、裁判の主戦場は実は公判前整理期日であり、公判廷はそれを形に写し出すものにしかならない。公判中心主義と言いながら実は公判の形骸だけだ、としたら実に皮肉なことである。

現在では審理の進行日程、証人の双方の尋問時間から休憩時間までが入ったタイムスケジュールが作られ、それに従って公判期日が進められるのが常である。そのような予定調和的な公判廷のために公判前整理に時間を割き、そして公判前整理に要する時間が年を逐つて長くなるとしたら本末転倒であるので、言葉は悪いが公判前整理はもっとラフに、煮詰まらないところが残っても適当に打ち切るというところがあつていい。出るか出ないかわからない証拠を待って、公判前整理の1期日、2期日を浪費するよ

り、公判廷で予定外の証拠の採否を論議する方がいいのではないかと思う。

そして、緊張感をもって期日を進めることである。裁判員を拘束することになる公判期日のことを考えるのと同じ意識で、被告人を待たせ、あるいは拘束している公判前整理を迅速、有効に進めることを、法廷関係者のすべてが考えるべきである。とくに被告人の権利と利益を守る立場の弁護人にその意識が強固でないのを私は感ずる。

## 5. 刑事裁判の主体としての裁判員

(1) 裁判員裁判制度の発足当初から長い期間にわたり、裁判員裁判制度については消極的あるいは否定的な評価がつきまとった。

殊に裁判員が審理に関与することについては、裁判員は一般国民であつて裁判のプロではないので不当な困難や苦難を強いるものだとか、あるいは裁判員はその能力にないことをやっているのだとかいう、その2つの側面からの批判・非難、あるいはからかいの類のものまでが行われた。

それらはいずれも、裁判員裁判を、刑事裁判への国民の主体的関与という側面で正確にとらえることをしていないという基本的な誤りから生じているものだと思われる。

そのような認識には2つの大きな原因があった。1つは立法過程での裁判員の性格づけをめぐる論議と、その結果としての裁判員裁判の立法趣旨の規定（裁判員法1条）である。司法制度改革審議会は、刑事裁判への「新たな参加制度」として「広く一般の国民が裁判官とともに責任を負担しつつ協働し裁判内容の決定に主体的、実質的に関与する」制度を提案していた（意見書p.102、なお拙稿「司法制度改革の立法過程」東京経済大学「現代法学」12号所収）。

ところが検討会での法制度化の段階で、国民の参加が主体的なものか、客体的なものかをめぐって混迷の上、参加の制度趣旨は「司法への国民の理解増進」と「信頼向上に資する」にあることとされた。つまり、国民が裁判に「主体的、実質的に関与する」ものであることはまったく盛り込ま

れず、裁判員は「お客様」扱いにされ、制度趣旨が歪曲された（この制度化の過程については拙稿「裁判員制度立法過程の検討序説」渡辺洋三先生追悼論集「日本社会と法律学」所収）。このことが裁判員裁判における裁判員の役割について、国民の中に不明瞭なイメージを醸成することになった。

2つめに、当時のマスメディアの態度がこれをさらに増幅させた。メディアの多くは、これまで職業裁判官に独占されていた刑事司法に、はじめて市民が主体的に関与することになるという裁判員の歴史的な役割を理解できないままに、素人には荷が重い、裁判員に気の毒だ、裁判員にはなり手がないだろうなどという裁判員に関する否定的、消極的な情趣的な報道を流しつづけた。裁判員制度5周年にあたって、当時の世間の風潮と稱してまったく同旨の指摘をするものがあるが（2014年5月23日朝日新聞社説）、顧みて他をいうものであろう。

(2) これまで（平成26年1月末）に選任手続きのために出席を求められた裁判員候補者の総数は23万2722人、そのうち出席したのが18万0244人で出席率77.5%である（「速報」p.5）。裁判員に対する消極的・否定的な評価が流布される中で、これだけの高率が維持されているのは、司法への参加の国民の役割が世上言われている以上に認識されていることを示している。

また、裁判員経験者のアンケートでは、選任前にやりたくなかった52.5%（やりたくなかった19.2%、余りやりたくなかった33.3%）であったものが、裁判のあと良い経験を感じた95.4%（非常に良い経験55.4%、良い経験40.0%）となっている（「検証」p.120）。マスメディアなどによって与えられた先入観がいかに大きかったか、そして、それが実際に経験することによっていかに劇的に変わるかを示している。

一方で、最高裁大法廷平成23年11月16日判決は、国民の参加が「民主的基礎の強化を図る」ものであることをはじめて公定的に示した。最高裁第1小法廷平成24年2月13日判決は、裁判員裁判の事実認定を重視する姿勢を示し、すでにこれと平仄を合わせるように控訴審の破棄率は、事実誤認について裁判官裁判の時期の2.6%が0.5%、量刑不当について5.3%が

0.6%と大幅に下がって一審裁判員裁判の結果を尊重するものとなっている（「検証」p.33）。

国民の主体的参加の制度としての裁判員裁判は、わが国の司法制度の中に定着し、かつ、裁判の中でも重い地位を占めるに至ったものである。

### （3） これからの裁判員

裁判員裁判の主体的な扱い手としての地位を法的にも社会的にも認知された裁判員については、そのことを名実ともに示す対応が求められると考える。

第1に、裁判員の行動と裁判員等に接触しようとする者の行動を規制する規定、裁判員の口をふさごうとする規定は、大幅に撤廃する必要がある。評議の秘密を守る規定は必要だが、これを重い罰則で強制する（裁判官には罰則はない。調停委員等については裁判員より罰則が軽い。なぜこのような差を設けるのか）のは、裁判員が自律的な主体であることの認識を欠いていることを示している。全7条（法106条～112条）に及ぶ重装備の罰則は、必要なものに整理すべきである。108条の守秘義務違反の罰則などむやみにこまごまとしていて裁判員は子ども扱いである。

第2に、裁判員に対する法廷関係者の対応も、これからは主体的な扱い手に対する敬意とともに責任をもって自立して行動する者としての取扱いであるべきである。それには裁判員だからといって、はれ物にさわるような扱い、必要以上に気を使いすぎること、心のケアだ精神を不安定にする、とさわぎ立てることは、やめるべきである。裁判員をお客様扱いにし、却ってその主体性を尊重しないことになるからである。

良くなるのが、残酷な写真を見せて裁判員にショックを与えるような、そんな場面に裁判員を当面させるな、という議論であるが、問題の核心は裁判員の心理的衝撃やその緩和策ではなく、創傷や死体をわざわざカラーでドギつく見せたり、何枚も出したり、大型スクリーンに映したり、殊更に涙声で読み上げたり、という証拠の顕出方法の相当性にある、それを検討の対象にすべきなのである。

裁判員が制度の中での地位を確立してはじめて、裁判員はこれから正に  
刑事裁判を担う中枢として堂々と社会に存在を主張して行くことになるだ  
ろう。